

令和3年度 第3回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

1 日 時：令和3年8月6日（金） 午後2時51分～午後3時19分

2 場 所：長崎労働局 8階会議室

3 出席状況：公益：5名、労働者代表：5名、使用者代表：4名

4 議 題

(1) 長崎県最低賃金の改正について

(2) 今後の審議日程について

5 議事要旨

議題（1）について

① 専門部会報告

- ・ 部会長より専門部会の審議の経過と結果について会長に報告がなされた。

② 専門部会報告の採決

- ・ 長崎県最低賃金を28円引き上げて1時間821円とする専門部会報告について審議し、採決された結果、公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員0名の合計9名が賛成、公益委員0名、労働者側委員0名、使用者側委員4名の合計4名が反対との結果になり、報告書の内容が決定された。
- ・ 効力発生日については、「法定発効日」とされ、答申文案について公労使各委員に了承され、結審した。

③ 答申

- ・ 長崎地方最低賃金審議会会長より、長崎労働局長に答申が行われた。

議題（2）について

事務局より今後の日程について説明した。

- ・ 第4回本審（異議審他）

8月24日（火）9:30～ 長崎労働局8階会議室

その他

結審にあたり労使代表委員より次の意見が述べられた。

① 労働者側意見

28円という引上げ額については、労働者の思いを一部反映していただいたことに感謝すると同時に、コロナ禍ということ踏まえ、重く受け止めている。

影響率からみても、今回の改定によって対応が必要となる企業も少なくないことから、政府等への中小・小規模事業者への支援拡充強化を引き続き要請するとともに、労働局においても、助成金等の相談窓口拡充、個別企業への訪問など利用促進の強化、環境整備を図っていただきたい。

今回、ようやく800円を超える改定となったが、絶対額として低いという認識は変わらない。引き続き、最低賃金近傍で働く労働者の底上げを図ることを目的とした運動を展開していく。

② 使用者側意見

今回の最低賃金の審議に当たって、最低賃金制度の本来のあり方に基づかない審議を強要されることは使用者側としては甚だ遺憾である。本来の最低賃金の制度に立ち返るべき。

本年度の審議の中で、最大の問題点は、中身の無い「時々の事情」によって審議が行われるという点であり、原点に立ち返った審議をすべきと労側に苦言を申し上げたい。

そのような審議が行われないのであれば、地方の最低賃金審議会の存在価値はない。

本年度は、コロナ禍による経済の疲弊に着眼して審議を行うべきであったが、それに基づいて行われたとは我々使用者側は決して考えていない。

事務局に対しては、事業者への各種支援策についてスピードを上げ、さらに実効性を確保するよう強く要請する。少しでも多くの企業が救われるよう、支援策を実効性のあるものとして運用していただきたい。